### 高崎農業の将来を考える研究会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高崎市における農業の将来について考察するため、調査・研究等の活動をする市内農業者や農業者団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金の交付に関しては、高崎市補助金交付規則(昭和39年高崎市規則第46号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

#### (補助対象事業)

- 第2条 この要綱による補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、高崎市における農業の将来について考察することを目的とした調査・研究活動とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、他の制度等による補助の対象となった事業については、この 要綱による補助の対象としない。

#### (補助対象者)

- 第3条 この要綱により補助金を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 本市の住民基本台帳に記録され、市内で農業を営んでいる個人
  - (2) 本市に所在を置く農業を営む法人、又は構成員の過半数が本市の住民基本台帳に 記録された農業者で構成される団体
  - (3) その他市長が特に必要と認める者
- 2 前項第2号の団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
  - (1) 代表者の定めがあること。
  - (2) 組織及び運営に関する規約が定められていること。
  - (3) 団体の所在地が本市にあること。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市税の滞納がある個人及び団体は補助対象者としない

#### (補助対象経費)

第4条 補助対象事業に要する経費のうち補助対象とするもの(以下「補助対象経費」という。)は、別表1に定めるとおりとする。

### (補助金の額等)

- 第5条 補助金の額は300,000円以内とする。
- 2 補助対象事業の期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(補助金の交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業の実施前に 高崎農業の将来を考える研究会補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付 し、市長に提出しなければならない。
  - (1) 事業計画書(様式第2号)
  - (2) 予算書(様式第3号)
  - (3) 申請者が団体のときにあっては、定款又は団体設置規則の写し(当該団体が法人又は当該団体の構成員に法人が含まれるときは、履歴事項全部証明書)

(交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付を 決定した時は、当該申請者に対し交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとす る。

(概算払いおよび実績報告)

- 第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の施行前又は中途において補助金の請求をするときは、高崎農業の将来を考える研究会補助金概算払請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。
- 2 交付決定者は、補助事業の実績を報告するときは、高崎農業の将来を考える研究会補助 金事業完了報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付し、事業完了日から起算して1 月を経過した日又は事業完了の属する市の会計年度の3月末日のいずれか早い日までに 市長に提出しなければならない。
  - (1) 事業報告書(様式第7号)
  - (2) 決算書(様式第8号)
  - (3) 交付決定者が団体のときにあっては、監査報告書(様式第9号)
- 3 交付決定者は、補助事業の完了に伴い市長が指示する完了確認調査等に協力しなけれ ばならない。

(事業の変更又は中止)

- 第9条 交付決定者は、補助事業の内容について変更が生じたときは高崎農業の将来を考える研究会補助金変更承認申請書(様式第5号)を速やかに市長に提出しなければならない。
- 2 第5条1項の規定により決定した補助金額より増額が見込まれる変更であっても、補助金額の増額はしないものとする。
- 3 交付決定者が補助事業を中止するときは、その届出を速やかに市長に提出しなければ

ならない。

## (関係書類の保管)

第10条 交付決定者は、補助対象経費等に係る書類を備え、事業完了から少なくとも3年間これを保管しなければならない。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年12月3日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

# 別表1 (第4条関係)

# 補助対象とする経費

会 議 費	補助対象事業のための団体の会議に係る経費(飲食費を除く)
旅費	補助対象事業のための旅行に係る経費(飲食費を除く)
委 託 費	補助対象事業のための委託に係る経費
資 材 費	補助対象事業のための資材購入に係る経費
図書費	補助対象事業のための書籍等の購入に係る経費
講師謝金	補助対象事業のための講師謝金

## 様式第1号(第6条関係)

### 高崎農業の将来を考える研究会補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 高崎市長

住 所 氏 名

(団体にあっては団体名及び代表者 氏名)

高崎市における農業の将来について考察するため、標記事業を下記のとおり実施したいので、高崎農業の将来を考える研究会補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

1 事業の名称 :

2 事業の目的 :

3 補助金額 : 円

4 着手年月日 : 年 月 日

5 完了年月日 : 年 月 日

6 添付書類 : 事業計画書(様式第2号)、予算書(様式第3号)、申請者が団体のとき

にあっては、定款もしくは団体設置規則の写し(当該団体が法人又は当

該団体の構成員に法人が含まれるときは、履歴事項全部証明書)

# 事業計画書

# 1 事業計画

No.	事業内容	備考

2 補助金を必要とする理由

# 予算書

高崎農業の将来を考える研究会補助

歳入歳出予算書

(1) 歳入 (単位:円)

科目	本年度予算額	備考
補助金		
組合費		
合計		

(2) 歳出 (単位:円)

科目	本年度予算額	備考
旅費		
委託費		
合計		

円

歳入予算額	I	円
歳出予算額	I	円

歳入歳出差引額

様式第4号(第7条関係)

高崎市指令 農林課 第 号

住 所 氏 名 (団体にあっては団体名及び代表者 氏名)

# 補助金等交付決定通知書

年 月 日付けの補助金交付申請に対して、次のとおり補助金の交付の 決定をしましたので通知します。

年 月 日

## 高崎市長

1	事業の名	称	
2	補助金等の	額	円
3	条	件	<ul> <li>(1)補助事業等の完了後1か月以内又は補助事業完了日の属する市の会計年度3月末日のいずれか早い日までに事業報告書及び決算書又は収支精算書を提出してください。</li> <li>(2)補助事業者等が法人その他の団体である場合は、補助事業等の会計監査後速やかに、会計監査報告書又は会計監査をした旨の書類を提出してください。</li> <li>(3)補助の目的に反するときは、補助金等の一部又は全部の返還を命ずることがあります。</li> <li>(4)市長又はその委任を受けた者若しくは監査委員の監査に応じてください。</li> <li>(5)事業が長期にわたるものは、中途において事業経過報告書を提出してください。</li> </ul>

## 様式第5号(第8条関係)

### 高崎農業の将来を考える研究会補助金概算払請求書

年 月 日

(あて先) 高崎市長

住 所 氏 名 (団体にあっては団体名及び代表者 氏名)

年 月 日付け高崎市指令 農林課 第 号で交付決定通知のあった高崎 農業の将来を考える研究会補助金について、高崎農業の将来を考える研究会補助金交付要 綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり金 円を概算払いによって交付 されたく請求します。

記

1 概算払いを必要とする理由

# 2 概算払いの内容

交付金交	既受	領額	今回記	清求額	残	額	事業完了	備考
付決定額		r		1		r	予定年月	
(A)	金 額	B/A	金額	(B+C)/A	金額	D/A	日	
	(B)		(C)		D			
円	円	%	円	%	円	%		

注:交付決定が変更された場合は、備考欄にそのすべてを記入してください。

## 様式第6号(第8条関係)

## 高崎農業の将来を考える研究会補助金事業完了報告書

年 月 日

(あて先) 高崎市長

住 所

氏 名

(団体にあっては団体名及び代表者 氏名)

年 月 日付け高崎市指令 農林課 第 号により補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、下記のとおり高崎農業の将来を考える研究会補助金交付要綱第8条第2項の規定により報告します。

1 事業の名称 :

2 補助金額 : 円

3 着手年月日 : 年 月 日

4 完了年月日 : 年 月 日

5 添付書類 : 事業報告書(様式第7号)、決算書(様式第8号)

# 事業報告書

# 1 実施事業

No.	実施日	事業内容	補助金対象経費

# 決算書

高崎農業の将来を考える研究会補助

歳入歳出決算書

(1) 歳入 (単位:円)

科目	予算額	決算	比較増減	備考
合計				

(2) 歳出 (単位:円)

科目	予算額	決算	比較増減	備考
費				
費				
費				
合計				

歳入決算額	円
歳出決算額	円
歳入歳出差引額	円

## 監査報告書

会計監査報告

年度会計監査を 年 月 日に実施したので下記のとおり報告します。

年 月 日

監 事

代表者

様

会計から提出された決算書及び証拠書類に基づいて、収入・支出、通帳等を照合し、必要によって関係諸帳簿について審査した結果、決算は正確であり処理内容も適正であると認められた。

### 様式第10号(第9条関係)

### 高崎農業の将来を考える研究会補助金変更承認申請書

年 月 日

(あて先) 高崎市長

住 所 氏 名 (団体にあっては団体名及び代表者 氏名)

年 月 日付け高崎市指令 農林課 第 号で交付決定通知のあった高崎 農業の将来を考える研究会補助金について、下記のとおり計画を変更し金 円 の減額承認を受けたいので、高崎農業の将来を考える研究会補助金交付要綱第9条の規定 に基づき承認されたく申請します。

なお、その他については申請書記載のとおりとします。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

- 注 1 記載事項については、様式第1号に準じます。
  - 2 補助金交付の決定に係る内容と変更後の内容を容易に比較対照できるように作成してください。